

令和4年度 第8回 大江町教育委員会 会議録

招集年月日	令和5年1月16日
招集の場所	大江町中央公民館 学習ルーム3, 4
開会年月日	令和5年1月27日(金)
出席委員	清野教育長、山家委員、阿部委員、鴨田委員、海野委員
欠席委員	
会議に出席した者	西田教育文化課長、村山学校教育主幹
付議事件	議第14号 大江町教育委員会傍聴人規則の改正について
<p><u>1開 会</u> 清野教育長</p> <p><u>2会議録署名委員の指名</u> 清野教育長</p> <p><u>3報 告</u> 清野教育長</p> <p><u>4議 事</u> 清野教育長</p> <p>山家職務代理者</p> <p>西田課長</p>	<p>会議参集の謝辞を述べ、大江町教育委員会の開会を告げた。</p> <p>鴨田委員にお願いします。</p> <p>1、3学期のスタートとコロナの状況について 2、寒波による左沢小学校のドレン凍結と水漏れについて 3、本郷東小学校の教頭の状況と柏倉正嗣先生の着任について 4、小正月行事と綱引き大会の実施(結果)について 5、左沢高校の探究授業の発表会について 6、タブレットを活用した授業配信用ライセンスの取得について 7、不審ファクスの内容とその対応について 8、卒業式、入学式における来賓招待の考え方について</p> <p>議長を、山家教育長職務代理者にお願いします。</p> <p>日程第一 議第14号 大江町教育委員会傍聴人規則の改正についてを議題とします。説明をお願いします。</p> <p>(議案書により説明)</p> <p>それでは、議第14号について説明させていただきます。文科省から、教育委員会会議等の公開に関する規定についての通知において、「教育委員会会議及び総合教育委会議については住民への説明責任を果たし、理解と協力を得る観点から原則公開とされている」とされているのですが、「一部自治体の教育委員会会議の傍聴規則において精神に異常があると認められる者などの膨張を認めないものとして規定している例がある」との指摘がありました。「会議規則や、その運用において上記のような事由を理由として傍聴を禁止することは不適切である」とのことで、「傍聴に関し不合理な制限が設けられていないかどうかの点検を行って、そうした規定がある場合には適正な運用が図られるよう規定の見直し等の必要な対応をなささい」という旨の通知が入ったところでございます。</p> <p>これを受けてあらためて本町の規程を調べましたところ、大江町教育委員会規則にも、第2条の1号に「精神に異常が認められている者に傍聴を</p>

	<p>許さない」との規程ありましたので今回の議案となったわけでございます。</p> <p>「精神に異常があると認められる者」という部分を削除して、さらに明らかに誤りであった第5条を修正する内容を議題として挙げさせていただいたものでございますので、ご検討宜しくお願いいたします。</p>
山家職務代理者	<p>ただいまの説明に対し、ご質問、ご意見等ありませんでしょうか。</p>
海野委員	<p>2条、3条の「前各号」はそのままということでしょうか。</p>
西田課長	<p>そうです。ひとつ前の条文に各号がございますのでそのままです。</p>
海野委員	<p>第5条の「前各号」が、「前各条」になるということですね。</p>
西田課長	<p>はい、そうです。</p>
海野委員	<p>精神に異常が無くとも例えば、おかしい人と言いますか、危害を加えそうな人というのは「前各号の他、教育長において傍聴させないことができる」ということになるのですよね。</p>
西田課長	<p>はい。つまり、会議進行の妨げになることをおこなうような方はダメだということです。</p>
海野委員	<p>考え方が今の時代に合っていないということですね。</p>
西田課長	<p>やはり昭和35年に制定されて、ずっとそのまま変更がなかったことが問題だと思います。県や他の市町村を調べてみると、例えば山形県の規則でも「異様な服装をしている者は傍聴することができない」となっております。異様な服装とはどのような服装だろうかと思いますが。あとは「笛、ラッパ、太鼓等その他の楽器類を所持している者」などです。楽器類を所持して教育委員会会議の傍聴をしようとする方が、現代社会にいるのかと思いますが、現に条文が存在しています。</p> <p>しかし今回修正するのは、国から指摘のあった部分だけですけれど、他の市・町のものを見ても時代に合わなくなってきた部分があるのではないかと思いますので、追々、必要に応じて直していかなければならないと思います。</p>
山家職務代理者	<p>いかがでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
山家職務代理者	<p>皆さんから了承いただけたようですので、議決いたします。議題は以上となりますので、議長を降りさせていただきます。</p>

5 閉会  
清野教育長

ありがとうございました。これで教育委員会を終了させていただきます。

会議終結宣言 午後5時5分

令和5年1月27日

教育長

清野 均

委員

鴨田幸恵

令和4年度 第8回 大江町教育委員会の会議結果について

令和5年1月27日

大江町教育委員会

- 日 時 : 令和5年1月27日(金) 午後4時～午後5時5分
- 場 所 : 大江町中央公民館 学習ルーム3, 4
- 出席委員 : 清野教育長、山家委員、阿部委員、鴨田委員、海野委員
- 欠席委員 : なし
- 教育長報告
  - 1、3学期のスタートとコロナの状況について
  - 2、寒波による左沢小学校のドレン凍結と水漏れについて
  - 3、本郷東小学校の教頭の状況と柏倉正嗣先生の着任について
  - 4、小正月行事と綱引き大会の実施(結果)について
  - 5、左沢高校の探究授業の発表会について
  - 6、タブレットを活用した授業配信用ライセンスの取得について
  - 7、不審ファクスの内容とその対応について
  - 8、卒業式、入学式における来賓招待の考え方について
- 議 事 原案のとおり可決されました。

議第14号 大江町教育委員会傍聴人規則の改正について

# 大江町教育委員会

令和5年1月27日(金)午後4時～  
大江町中央公民館 学習ルーム3.4

## 1 開 会

## 2 会議録署名委員の指名

## 3 報 告

## 4 議 事

日程第一 議第14号 大江町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定に  
ついて(案)

## 5 次回会議予定(案)

日時:2月24日(金)午後4時～

場所:大江町中央公民館 応接室兼講師控室

## 6 閉 会